

穂谷川清掃工場跡地活用の基本的な考え方

令和8(2026)年3月

枚方市

目 次

第1章 はじめに

1-1 策定の背景	1
1-2 位置づけ	2

第2章 対象の概況

2-1 対象範囲	3
2-2 現状と課題	3

第3章 検討事項

3-1 検討の流れ	8
3-2 検討のポイント	9

第4章 土地利用の方向性

4-1 土地利用の方向性	13
4-2 跡地活用のゾーニング	14

第5章 スケジュール	15
------------	----

第1章 はじめに

1-1 策定の背景

昭和38(1963)年の開設以来、本市のごみ処理行政の拠点として市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を支えてきた穂谷川清掃工場（以下、「本工場」という。）は、令和8(2026)年3月に枚方京田辺環境施設組合が新たに可燃ごみ広域処理施設を稼働させることに伴い、ごみ焼却場としての役割を終えます。

これに伴い、本工場敷地内の第3プラントをはじめ、管理棟、破碎棟（破碎設備）、動物焼却炉及びストックヤード等の既存施設や、本工場周辺の公共用地の取り扱いについて、長期的な視点で活用方策を検討し、今後の方向性を具体化する必要があります。

また、第5次枚方市総合計画では、「自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち」を基本目標の一つに掲げ、ごみ減量や資源循環、省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境に配慮した取組を進めることとしています。

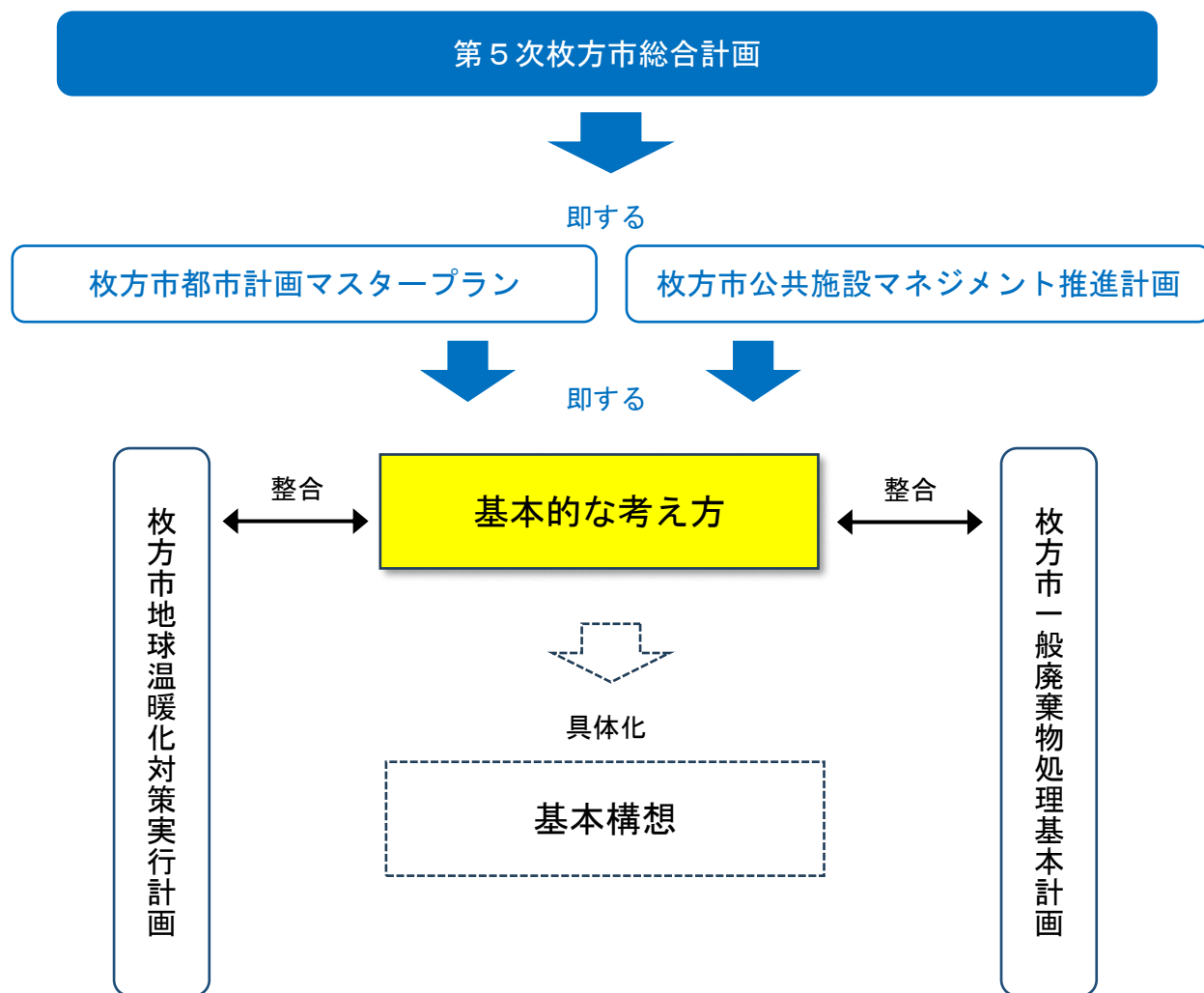
以上を踏まえ、地域住民の理解と協力が得られることを第一に、地域脱炭素及び循環型社会の実現に寄与する新たな拠点をめざして必要な機能を整理し、本工場の跡地活用に関する基本的な考え方（以下、「基本的な考え方」という。）を定めるものです。

【穂谷川清掃工場の沿革】

年月日	沿革
昭和38(1963)年7月	穂谷川清掃工場 固定炉（40t/日）稼働
昭和43(1968)年3月	第1プラント（150t/日）増設
昭和48(1973)年5月 6月	第2プラント（300t/日：150t×2基）増設 固定炉休止
昭和55(1980)年4月	粗大ごみ処理施設（75t/5h）稼働
昭和63(1988)年3月	第3プラント（200t/日）稼働 第1プラント廃止
平成20(2008)年12月	東部清掃工場（240t/日）稼働 第2プラント休止
平成23(2011)年8月	第2プラント廃止
平成25(2013)年4月	東部清掃工場粗大ごみ破碎処理施設（39t/5h）稼働 粗大ごみ処理施設休止
令和8(2026)年3月	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設（168t/日）稼働 第3プラント休止

1-2 位置づけ

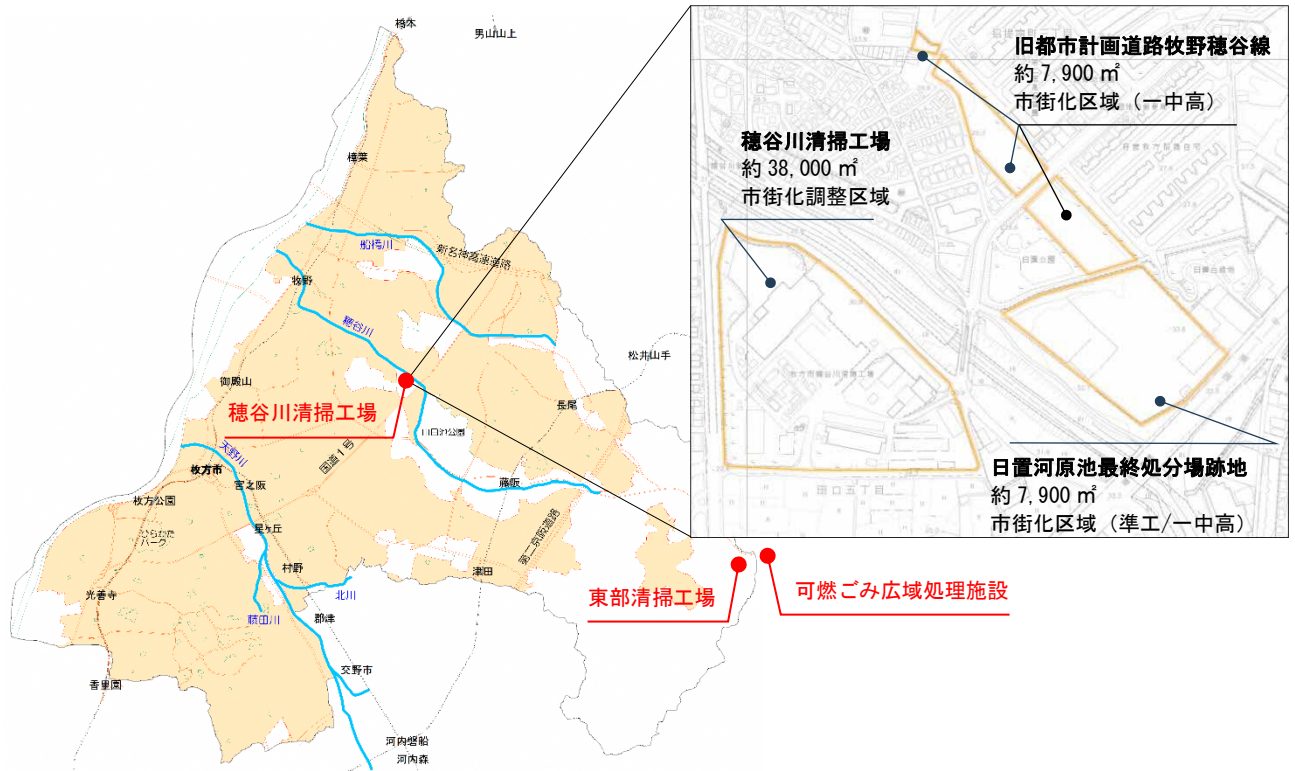
「基本的な考え方」は、「第5次枚方市総合計画（平成28(2016)年4月）」、「枚方市都市計画マスタープラン（令和9(2027)年3月改定予定）」及び「枚方市公共施設マネジメント推進計画（令和9(2027)年3月改定予定）」を上位計画とし、分野別行政計画である「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（令和5(2023)年3月）」及び「第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画（令和8(2026)年3月）」と整合を図ります。



第2章 対象の概況

2-1 対象範囲

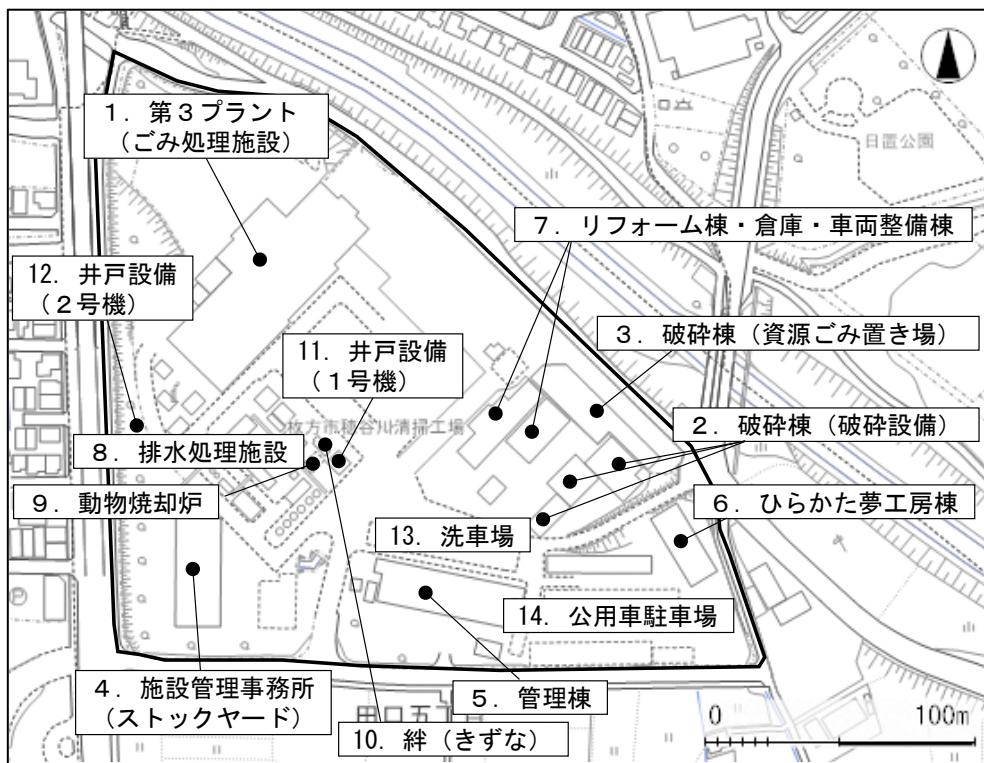
基本的な考え方の対象範囲は、本工場と周辺の公共用地とします。



2-2 現状と課題

(1) 穂谷川清掃工場

① 現状



ア. 建築物

施設名	現況	用途	建築年月
1. 第3プラント (ごみ処理施設)		ごみ処理施設 (休止) 令和8(2026)年6月: (仮称)リサイクルセンターと して暫定利用	昭和63年3月 (1988)
2. 破碎棟 (破碎設備)		書庫・資材置き場	昭和55年3月 (1980)
3. 破碎棟 (資源ごみ置き場)		空き缶、びん・ガラス類 等の保管場所	平成17年3月 (2005)
4. 施設管理事務所 (ストックヤード)		資機材等の保管場所	平成25年3月 (2013)
5. 管理棟		環境部の庁舎	昭和49年3月 (1974)
6. ひらかた夢工房棟		市民ボランティアによる ごみ減量活動拠点	昭和40年3月 (1965) 平成25年3月 (2013)改築
7. リフォーム棟 倉庫 車両整備棟		車両整備	平成2年3月 (1990) 平成5年5月 (1993)

出典:「令和6(2024)年度 枚方市事務概要」から抜粋

イ. その他設備

施設名	写真	用途
8. 排水処理施設		第3プラント、洗車場及び動物焼却炉等の排水処理
9. 動物焼却炉		動物遺骸の焼却
10. 絆（きずな）		ペットとのお別れの場
11. 井戸設備 （1号機）		第3プラント、洗車場及び動物焼却炉の用水
12. 井戸設備 （2号機）		第3プラント、洗車場及び動物焼却炉の用水
13. 洗車場		塵芥収集車等の洗車場
14. 公用車駐車場		公用車及び塵芥収集車等の駐車場

② 課題

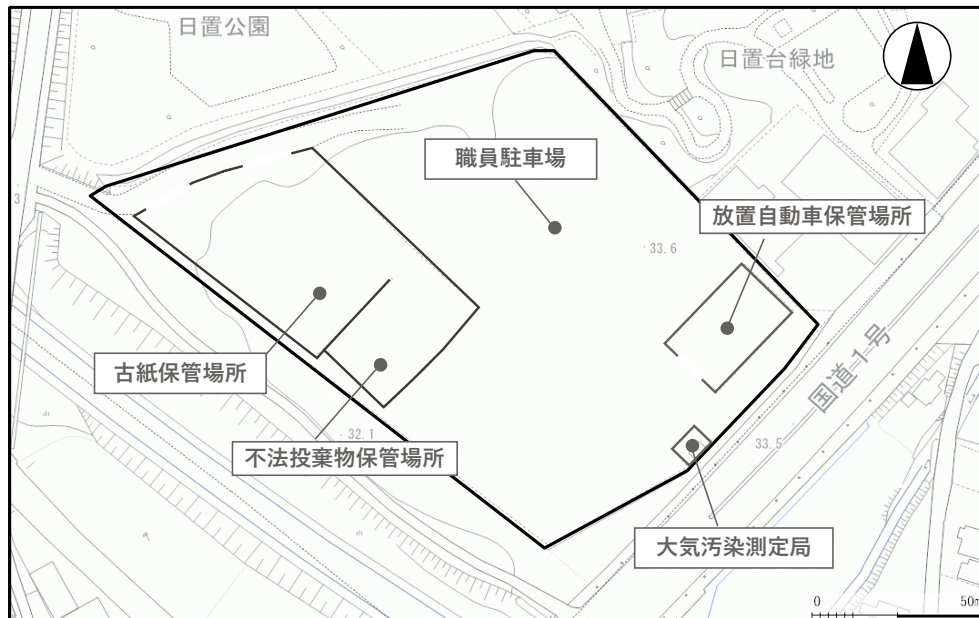
本工場は都市計画法に基づく市街化調整区域内に位置し、都市施設「ごみ焼却場」として都市計画決定しているため、開発事業及び建築行為等が制限されています。

また、敷地内で土地の利用用途の変更や土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤調査が求められ、調査結果によっては着手前に汚染土壤の除去や封じ込め措置を講じる必要があります。

さらに、第3プラントや破砕棟（破砕設備）など設置当初の役割を終えた施設や設備が残存しているため、有効活用できるスペースが限られており、敷地内の狭い空きスペースに分散している小型家電や水銀使用廃製品の再資源化、市民持込みごみの受付、粗大ごみのリユース・リサイクル、フードドライブの取組等の作業環境の整理が必要です。

(2) 日置河原池最終処分場跡地

① 現状



② 課題

日置河原池最終処分場跡地（以下、「本跡地」という）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により地下に廃棄物が埋まっている土地として区域を指定しています。

そのため、土地の形質変更を行う場合には、廃棄物やガス、汚水によって生活環境に支障が出ないように、環境省が公表している「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従い、これらの飛散や流出の防止措置を施した工事施工が必要です。

また、現在利用している職員駐車場や古紙等の保管場所、大気汚染測定局などの移設検討も必要です。

(3) 旧都市計画道路牧野穂谷線

① 現状



② 課題

旧都市計画道路牧野穂谷線用地（以下「本用地」）は、平成 25(2013)年 8 月に大阪府が都市計画を廃止しており、現在は未利用地となっているため、地域の意向を踏まえながら本工場との一体的な活用可能性の検討が必要です。

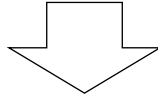
第3章 検討事項

3-1 検討の流れ

ニーズ把握

行政需要 … 枚方市公共施設マネジメント推進計画と整合を図ります

地域意向 … 本工場周辺の校区コミュニティ協議会及び自治会等への説明、意見交換を行います



跡地活用の視点

本工場に必要となる機能を整理します ※機能追加も含まれます

- 1) 国の取組強化等に対応する『資源循環機能』
- 2) 既存施設のあり方や再配置等による『効率的な業務機能』
- 3) インフラ整備による『災害対策機能』
- 4) 公民連携による『賑わい創出機能』

利用の区分

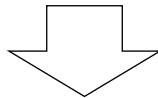
(行政利用・市民利用・民活利用)

本工場に必要な機能について、利用区分(行政・市民・民活)を分類

配慮事項

(地域意向・法令遵守・財源確保)

整理・分類した機能について、法令や財源確保の可能性を勘案しながら実現性を整理



「基本的な考え方」の策定

本工場及び周辺の公共用地について土地利用の方向性を整理します

3-2 検討のポイント

(1) ニーズ把握

① 行政需要

「新庁舎整備後を見据えた既存の庁舎関連施設のより効率的・効果的な配置を検討」を改定に向けた視点として掲げている枚方市公共施設マネジメント推進計画と整合を図りながら、検討を進めます。

② 地域意向

本工場周辺の校区コミュニティ協議会や自治会等に対し、跡地活用に向けた今後の取組予定について説明会や資料配布を実施しました。引き続き、地域の意向を踏まえながら検討を進めます。

地域説明会での主な御意見 実施時期：令和7(2025)年10月～令和8(2026)年2月

- ・ 本工場の跡地活用による周辺道路への交通の影響
- ・ 本工場の跡地活用に関する自治会会員以外の地域住民への説明や周知方法
- ・ 第3プラント稼働停止に伴うごみの収集回数、方法及び時間への影響
- ・ 第3プラント稼働停止に伴う災害時のごみ処理能力への影響
- ・ 本工場に電池や小型家電を持ち込む際の利用窓口の明確化

(2) 跡地活用の視点

① 国の取組強化等に対応する『資源循環機能』

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画で定める、「徹底した4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進」に向けて取り組みます。

また、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、跡地活用に伴う建築物の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

ア. 市が考える必要な機能のイメージ

a. プラスチックごみリサイクルの推進：行政利用

令和4(2022)年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製品の設計・製造から使用、排出、再資源化に至るまでの各段階における資源循環を総合的に推進することが求められており、同法第6条に基づき市町村はプラスチックごみの排出、分別収集及びリサイクルを適正かつ効果的に実施する責務があります。

b. リユース・リサイクルの推進：行政利用

民間事業者と連携して再利用・再商品化の強化を図り、さらにICTを活用した効率的な受付・分別による市民の利便性向上に取り組みます。また、市民が持ち込むリユース品や資源物の受付・保管場所の再配置と本工場内の各車両動線の分離により、安全で円滑な利用環境を構築します。

c. 地球温暖化対策の推進：行政利用

自家消費型の太陽光発電設備（再生可能エネルギーの利用促進）や高効率空調設備（省エネルギー化の推進）の導入による温室効果ガスの排出削減を図るとともに、地球温暖化対策の普及啓発を通じた環境教育の推進に取り組みます。

イ. 地域意向への配慮

- ・施設利用者と資源物等運搬車等の各車両の出入ルートの整理
- ・市民が気軽に資源ごみ等を持ち込める環境整備及び動線確保

② 既存施設のあり方や再配置等による効率的な業務機能

令和9(2027)年3月改定予定の枚方市公共施設マネジメント推進計画と整合を図りながら、本工場敷地内の施設及び設備の継続利用、改修、建替え及び廃止による効率的な業務機能の配置を検討します。

ア. 市が考える必要な機能のイメージ

a. 一般廃棄物収集業務：行政利用

- ・塵芥収集車両等の管理（洗車、整備、駐車場）
- ・ストックヤード（空き缶、びん・ガラス類等の保管）

b. 職員の事務所としての活用：行政利用

- ・執務スペース
- ・公用車及び職員用駐車場

c. お別れの場所「絆（きずな）」：行政利用

- ・ペットとの最後のお別れの場所
- ・設備の老朽化が進む動物焼却炉については、第3プラント及び各種設備の稼働休止に伴う影響が想定されるため、廃止及び委託を検討します。

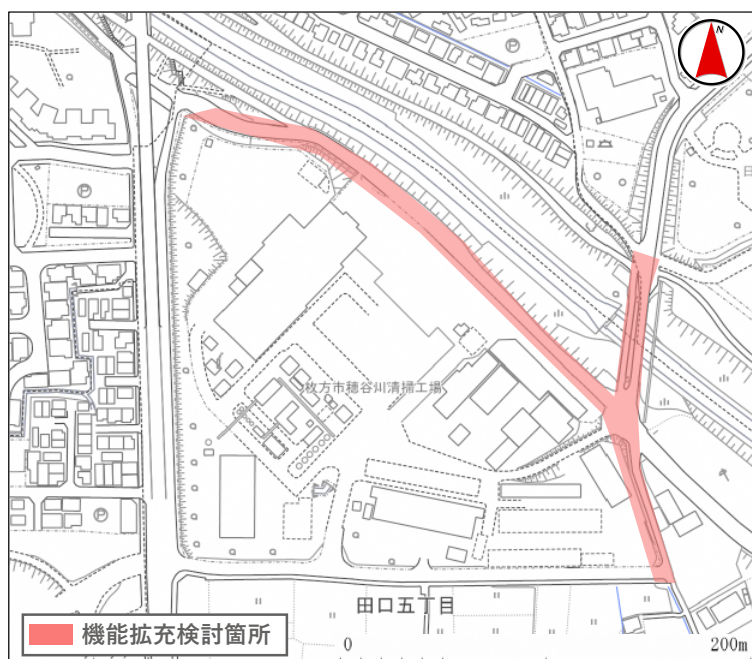
d. 庁舎機能の移転方針への対応

イ. 地域意向への配慮

施設利用者と塵芥収集車等の各車両の出入ルート及び敷地内の動線整理

③ インフラ整備による災害対策機能

災害時の廃棄物収集拠点として機能強化を図るため、周辺道路の拡幅等、交通機能の拡充に向けて国・大阪府と協議を進めます。



ア. 市が考える必要な機能のイメージ

災害対策機能の強化：行政利用

- ・災害時の廃棄物収集拠点として受入体制の整備
- ・道路等の交通機能の拡充

イ. 地域意向への配慮

- ・災害対策車や応援車等の各車両の出入ルートの整理

④ 公民連携による賑わい創出機能

民間活力の導入可能性を検討し、市内外からの多様な世代の交流及び体験機会の提供を通じて賑わいの創出を図ります。

ア. 市が考える必要な機能のイメージ

多様な世代の交流や体験等の創出：民活利用

- ・多目的広場、芝生広場、テニスコート、サッカー場、自転車トライアル練習場 等

イ. 地域意向への配慮

- ・周辺の住環境に配慮した施設運営
- ・施設利用者の車両の出入ルートの整理

参考資料 他市事例

廃棄物埋立処分地の一部をスポーツ施設（サッカー場、芝生広場等）として整備



多目的広場



芝生広場



テニスコート



サッカー場

⑤ 共通する遵守・配慮事項

・関係法令の遵守

安全を最優先とし、市民や事業者、市職員等が安心して利用できるように、都市計画法、建築基準法、土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令等を遵守した跡地活用を検討します。

・国庫補助金等の活用

本工場跡地活用に伴う改修及び整備工事等の費用については、国庫補助金等の活用を図り、財政負担の軽減と財政支出の平準化に努めます。

第4章 土地利用の方向性

4-1 土地利用の方向性

跡地活用の視点 必要な機能のイメージ・利用の区分	土地利用の方向性			
	①	②	③	選定理由
<p>1) 資源循環機能</p> <p><u>プラスチックごみリサイクルの推進</u> 行政 適正かつ効果的な分別収集及び再資源化</p> <p><u>リユース・リサイクルの推進</u> 行政 ・再利用及び再商品化の拡大 ・安全で円滑な利用環境の構築</p> <p><u>地球温暖化対策の推進</u> 行政 ・温室効果ガス排出量の削減 ・環境教育の推進</p>	◎			<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の活用検討が可能 周辺住環境に影響が少ない
<p>2) 効率的な業務機能</p> <p><u>一般廃棄物収集業務</u> 行政 ・塵芥収集車両等の管理 ・ストックヤード</p> <p><u>職員の事務所としての活用</u> 行政 ・執務スペース ・公用車及び職員用駐車場</p> <p><u>お別れの場所「絆（きずな）」</u> 行政</p> <p><u>庁舎機能の移転方針への対応</u> 行政</p>	◎	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の活用検討が可能
<p>3) 災害対策機能</p> <p><u>災害対策機能の強化</u> 行政 ・廃棄物収集拠点として受入体制の整備 ・道路等の交通機能の拡充</p>	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の活用検討が可能 国道1号から乗入検討が可能 (国との協議要) 災害対策車両等の駐車場として活用検討が可能
<p>4) 賑わい創出機能</p> <p><u>多様な世代の交流や体験等の創出</u> 民活 ・多目的広場、芝生広場、テニスコート、サッカー場、自転車トライアル練習場等 ・施設利用者用駐車場</p>		◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 広場、スポーツ施設等の平面利用の検討可能 国道1号から乗入検討が可能 (国との協議要) 施設利用者の駐車場として活用検討が可能

※①穂谷川清掃工場、②日置河原池最終処分場跡地、③旧都市計画道路牧野穂谷線

4-2 跡地活用のゾーニング

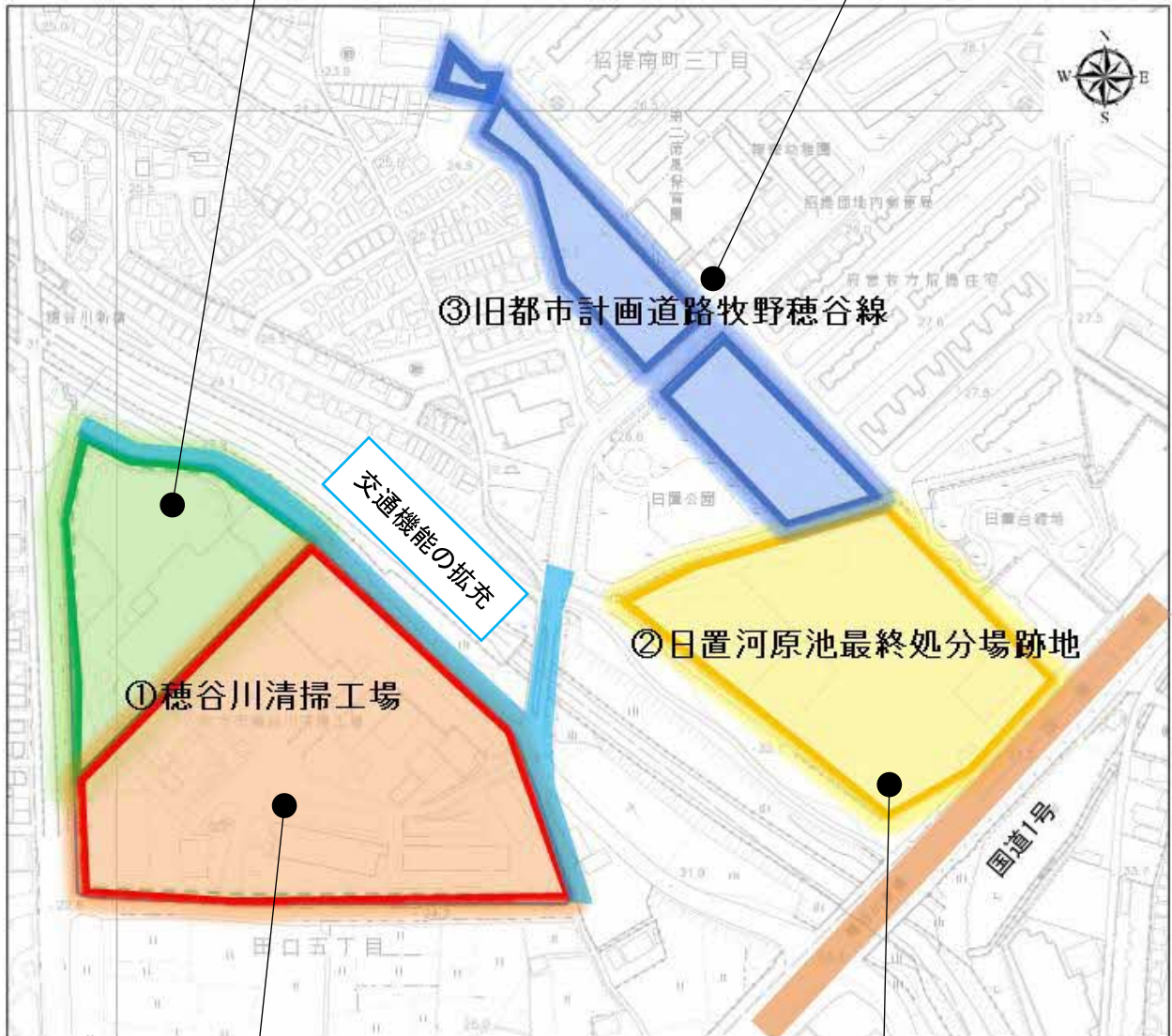
◎ **資源循環機能** 行政
 プラスチックごみリサイクルの推進
 リユース・リサイクルの推進
 地球温暖化対策の推進

◎ **効率的な業務機能** 行政
 お別れの場所「絆（きずな）」
 庁舎機能の移転方針への対応

◎ **効率的な業務機能** 行政
 職員の事務所としての活用（駐車場等）
 庁舎機能の移転方針への対応

○ **災害対策機能** 行政
 災害対策機能の強化（駐車場等）

○ **賑わい創出機能** 民活
 多様な世代の交流や体験等の創出（駐車場等）



◎ **効率的な業務機能** 行政
 一般廃棄物収集業務
 職員の事務所としての活用
 庁舎機能の移転方針への対応

◎ **災害対策機能** 行政
 災害対策機能の強化

◎ **賑わい創出機能** 民活
 多様な世代の交流や体験等の創出

◎ **災害対策機能** 行政
 災害対策機能の強化

○ **効率的な業務機能** 行政
 職員の事務所としての活用（駐車場等）

第5章 スケジュール

